

成田市議会議員政治倫理審査会

委員長 宇都宮 高明 様

成田市議会議員 鬼澤 雅弘

上田 信博

意見書

令和 8 年 7 月 30 日付議長回答書は、以下 4 点の看過できない問題が認められます。

- ①前提が事実と乖離したまま適正性を判断している点
- ②審査の適正性を左右する重要事実を意図的に明らかにしていない点
- ③公正性に関する法の基本原則を誤って理解している点
- ④適正手続に関する根本的な疑問に回答しないまま審査を継続しようとしている

そして、審査の前提となる手続の公正性及び中立性そのものに重大な疑義が生じているにもかかわらず、その疑義が何ら解消されないまま、無理やりにでも審査を進めようとしている状況は極めて由々しき事態です。本意見書にて上述の 4 点の詳細を明らかにするとともに、審査制度そのものの信頼性に係るこれらの問題が解決されない限り、本件審査の停止を求めます。

1 前提が事実と乖離したまま適正性を判断していること

議長回答書は、問題となっている「申入書」を「添付書類」と位置付けています。

しかし、「申入書」は単なる添付資料ではなく、本件審査請求の妥当性を基礎付ける「証する書面」として提出された審査対象となる証拠書類そのものです。

誤った事実認識を前提とした判断は、正当な判断とは到底評価できません。

また、「申入書」が審査対象の証拠書類の位置づけであればこそ、それが如何なる内容であれ、審査委員が自ら作成または提出及び賛同して署名した書類の審査を自ら実施することは、正当な審査とは言えず、「何人も自己の事件の裁判官となることはできない」という法の一般原則そのものが否定されることになります。

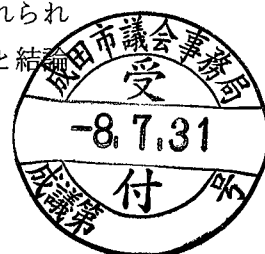
2 審査の適正性を左右する重要事実を秘匿していること

さらに重大なのは、議長回答書が、本件審査会設置の適否を審査した議会運営委員会での審査経緯について、最も重要な事実を明らかにしていないことです。

議会運営委員会では、「証する書面」として申入書以外にも提出された書面の一つ⑤対象議員関係会社資料に、氏名が記載された議員 1 名が、本件への関与を理由として議会運営委員会の審査から除斥された事実があります。

ところが、同じ「証する書面」である「申入書」に同じように氏名が記載された議員 7 名については、除斥されることなく、本件審査会の開催を決定した事実があります。

同一基準で除斥されるべき議員が除斥されず、その経緯も議長回答書では一切触れられていません。審査の適正性に直結する重要事実を伏せたまま、「適正な手続である」と結論



付けることは、公正な判断とは言えません。

3 公正・中立の概念そのものを誤っていること

議長回答書の中で最も看過できないのは、公正性を「人数割合」で説明している点です。回答書は、市議会議員全体に占める申入書関与議員の割合が 8 割弱であることと、本件審査委員の中に占める申入書関与議員の割合が 8 割強であることを比較し、「割合に大きな乖離はない」ため、公正・中立であると、信じられないような判断をしています。

しかし、公正・中立とは、特定の立場や意見を表明している者、いわゆる利害関係者を審査の場に混じえないことによって初めて担保されるものです。

審査委員の中の、申入書関与議員の人数割合を踏まえて公正であるという考え方は、除斥を検討するうえで存在しません。議長「回答書」の回答は、公正性・中立性の概念そのものを、根本から取り違えたものと言わざるを得ません。

4 適正手続に関する根本問題を未解決のまま審査を進めようとしていること

私どもは、憲法第 31 条の適正手続の適用について繰り返し質問してきました。しかし議長回答書は、「慎重に判断すべき」と述べるのみで、この重要な論点について実質的な回答をしていません。

また、議長「回答書」で引用された成田新法事件の判例の趣旨を十分に踏まえているとは言えません。本回答書で、「行政処分ではない」「対象議員に対し法的効果を及ぼすものではない」としている点においても、同判例が示す、権利利益への影響、制限の程度及び公益目的等についての総合考量を行った形跡が一切ないことが伺えます。

適正手続の保障が及ぶか否かは、本件審査の根幹をなす問題です。

その点について回答しないまま審査のみを進めようとすることは、手続の正当性を自ら不安定にする行為と言わざるを得ません。

5 結論

以上のとおり、本件では、以下 4 点が明らかになっています。

1. 前提が事実と乖離したまま適正性を判断していること
2. 審査の適正性を左右する重要事実が秘匿されていること
3. 公正・中立の判断基準自体が法の一般原則に反していること
4. 適正手続という根本問題が未解決のままであること

これらはいずれも、個別論点ではなく、本件審査手続の適法性・公正性そのものに関わる重大な問題です。

この疑義が何ら解消されないまま審査を継続した場合、その審査結果の正当性及び信頼性には重大な疑問が残り、後日の検証にも耐え得ないものとなります。

よって、本件審査は、上記各問題について合理的かつ具体的な説明及び適切な是正措置が講じられるまで、直ちに停止されるべきであることを強く求めます。

以上